資料２

業務実施覚え書き（見本）

（特定事業者負担分）

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村○○○（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第１１２号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、ＰＥＴボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第２条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第２条に定義される特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者に係る分別基準適合物（以下「特定事業者負担分」という。）に関し、以下のとおり覚え書きを締結する。

（業務内容）

第１条　甲は、分別基準適合物を引き渡し、乙は、本覚え書きの範囲内においてこれを引き受け、再商品化を行う。

（業務実施）

第２条　乙が行う引き取りは、乙の指定した「保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行う。

２　乙は、再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む。）を変更又は追加したときは、遅滞なく甲に通知し、再商品化事業者及びその他乙が別途再商品化を委託する事業者として追加した者以外に再商品化業務を委託しないものとする。

（関係法令等の遵守）

第３条　甲及び乙は、本覚え書きによる業務及びその実施に関して、本覚え書き並びに分別基準適合物の引き渡し申込書及び申込要領、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和９年度版）、「令和９年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、容器包装リサイクル法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

２　乙は、本覚え書きによる業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

（実施期間）

第４条　本覚え書きの有効期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、第１３条については再商品化合理化拠出金の乙による拠出が完了するまで、第１５条については情報又は知識が公知となるまで、第１６条については本覚え書きの終了後においてもなお有効なものとする。

（分別基準適合物の予定引き渡し量）

第５条　本覚え書きにおける分別基準適合物の予定引き渡し量（以下「予定引き渡し量」という。）は、以下のとおりとする（ｋｇ未満は四捨五入とする）。

但し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第６０号）第３２条に基づく「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」を締結している場合において期中に比率が改定されたときは、同契約書第９条第４項に基づき「変更契約書」を締結し、プラスチック製容器包装の量を変更する。なお、ＰＥＴボトルについては、年間の内訳として上期（令和９年４月１日から同年９月３０日）分と下期（令和９年１０月１日から令和１０年３月３１日）分に按分し、それぞれ予定引き渡し量を記入するものとする。

ガラスびん（無色）	：　年間	ｋｇ
ガラスびん（茶色）	：　年間	ｋｇ

ガラスびん（その他の色）	： 年間	ｋｇ
ＰＥＴボトル	： 年間	ｋｇ
（内訳：上期	ｋｇ，下期：	ｋｇ）
紙製容器包装	： 年間	ｋｇ
プラスチック製容器包装	： 年間	ｋｇ
うち白色トレイ	： 年間	ｋｇ
うちプラスチック製容器包装	： 年間	ｋｇ

２　甲は、乙に予定引き渡し量の引き渡しを達成できるよう努力する。
３　甲は、予定引き渡し量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
４　甲は、容器包装リサイクル法第２条第１１項により再商品化義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（「市町村負担分」）の再商品化を乙に委託することなしに、特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて乙に引き渡してはならない。
５　甲は、引き渡し量について予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的な理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
６　甲が第４項に違反した場合には、当該事実が確認された年度の次年度の引き取りを拒むことができるものとする。
７　甲が第５項の連絡を怠った場合、又は本覚え書きの撤回若しくは第１項の予定引き渡し量の大幅な減量等があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回若しくは大幅な減量等があったときにおいては、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
８　甲が、第３項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第３項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
９　ＰＥＴボトルに関しては、第１項記載の年間予定引き渡し量を、上期（令和９年４月１日から同年９月３０日）分と下期（令和９年１０月１日から令和１０年３月３１日）分に按分し、年２回の入札を行うものとする。本覚え書き別紙記載の保管施設別再商品化事業者一覧表の記載内容は、ＰＥＴボトルについては、上期に相当する分のみであり、下期に相当する分については、下期入札結果の判明次第、乙から甲へ下期用の保管施設別再商品化事業者一覧表を送付又はＲＥＩＮＳで通知し、甲は、下期用の保管施設別再商品化事業者一覧表を本覚え書きに合綴して保管するものとする。

（引き取り方法）
第６条　乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本覚え書きにおいて対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ１０トン車１台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が１０トン車１台程度に満たない場合は、年間に最低１回の引き取りが行われるよう努める。
２　甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を直ちに提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断したときには、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。
３　乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとする場合は、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の

増加が発生するときには、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。
4　甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輌への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない。）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。
5　甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
6　甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。
7　甲による誤引き渡しが認められた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
8　前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
9　本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。

（積込み作業）
第６条の２　甲は、引き取り作業時における積込み作業に関し、あらかじめ積込み作業者等の要望に関する情報を乙に提示することとし、乙は、甲から提示された情報を再商品化事業者に適切に開示し、円滑な引き取り作業の実施に協力するものとする。
2　やむを得ない事情により、前項に基づき提示した積込み作業者等を変更する場合、変更を希望する当事者は、相手方に対し変更を希望する旨を通知し、変更の調整を行うものとする。この場合において、追加の費用が生じる場合は、原則として、変更を希望する者がその費用を負うものとする。

（引き渡し量）
第７条　甲は、甲の特定事業者負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量の実績が、容器包装リサイクル法第７条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第３５条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

（分別基準適合物の品質確保）
第８条　甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本覚え書き及び乙が提示する引き取り品質ガイドラインに基づき分別収集を行う。
2　甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準より著しく劣ると判断される場合及びリチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
3　甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に前項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
4　前項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本覚え書きの有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集品は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
5　甲が収集した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の契約申込を拒絶することができるものとする。この場合において、乙が本覚え書きを解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。

６　甲のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物について、乙は定期又は不定期に品質調査を実施するが、当該品質調査に関し、甲若しくは甲の委託を受けた事業者等（甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それらに限られない。）は、当該品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならない。

（引き取り作業）

第９条　乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。

２　甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更、指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機の強制又は引き取り作業への協力の拒否等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。

３　正当な理由なく相手方（業務委託先を含む。）に対し不当に負担をかける行為（前項に例示されたものを含む。）により生じた費用及び損害については、原則として、責めに帰すべき事由を有する者が負うものとする。

４　乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

（指定保管施設）

第１０条　甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別基準適合物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。

２　指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別基準適合物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない。

３　指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。

４　前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。

５　本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。

（安全管理）

第１１条　甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第８条第２項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）及び感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

（引き渡し総量の報告）

第１２条　甲は、分別基準適合物の再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し総量（本覚え書きによる特定事業者負担分と別途市町村負担分の引き渡しがある場合は当該市町村負担分を合算した量）を乙指定の報告様式により、引き渡しが行われた日の翌月５日までに乙に報告する。

（再商品化合理化拠出金の拠出）

第１３条　乙は、容器包装リサイクル法第１０条の２及び主務省令に基づき算定される市

町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）が発生する場合には、対象となる市町村（一部事務組合、広域連合及び代表市町村を含む。以下この条において同じ。）に拠出する。
２　再商品化合理化拠出金の額は、再商品化に現に要した費用の総額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額（市町村から引き渡しの申込を受けた年度ごとの分別基準適合物の量に主務大臣が定める再商品化想定単価を乗じた額。以下「想定再商品化費用総額」という。）を下回るとき、想定再商品化費用総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の二分の一の額をもとに、主務省令で定めるところにより算定される。
３　甲に対するこの条による再商品化合理化拠出金がある場合、分別基準適合物の引き渡しを受けた年度の次年度の９月末日までに、別途甲が指定する金融機関の甲の口座宛て振込みにより実施されるものとする。
４　拠出は甲乙間の年度ごとの覚え書き単位とし、各素材の分別基準適合物の分を合算し一括して振込むものとする。

（再商品化履行状況の現地確認）
第１４条　甲は、本覚え書きに基づき、甲が引き渡した分別基準適合物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認（以下「現地確認」という。）を行うことができる。
２　甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前にＲＥＩＮＳで連絡するものとする。乙は、再商品化事業者と協議のうえ、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整のうえ、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。
３　現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。
４　現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
５　甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等（再商品化事業者が乙に提出した控え）について確認を行うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。ただし、ＰＥＴボトルについては、甲が確認することができる関連資料は再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報のみとし、また甲が施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写を希望する場合には、再商品化事業者の同意を得るものとし、再商品化事業者の同意を得ることができないときには、甲は本条第７項の結果の公表の中に当該写真や当該関連帳票類の複写物を含めてはならない。
６　甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に通知するものとする。
７　甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

（秘密保持）
第１５条　甲及び乙は、本覚え書きの履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

（個人情報の保護）
第１６条　乙は、本覚え書きに関して入手した甲の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）において定義される情報をいう。以下、本条項において

同じ。）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本覚え書きの実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本覚え書きの実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

（反社会的勢力の排除に関する誓約）

第１７条　乙は、甲に対し、以下の各号を誓約する。

（１）自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第２号に定めるものによる）、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者、その構成員又はその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。）こと。

（２）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力等ではないこと。

（３）反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。

（４）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア　甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

ウ　虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為

エ　法的な責任を超えた不当な要求行為

２　乙が、第４条に定める本覚え書きの有効期間中に次のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずして乙と締結している本覚え書きを含む全ての契約を解除することができる。ただし、甲が全ての契約を解除しようとする場合、乙が、下請事業者（下請遅延防止法第２条第８項に定めるものをいう。）に、再商品化業務の再委託をしているときは、甲は乙が相当の期間を定めた当該下請事業者に対する催告を要することを了解する。

（１）　本条第１項の各号に違反したことが発覚した場合

（２）　反社会的勢力等として起訴された場合

（３）　反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合

（乙の覚え書きの解除）

第１８条　乙は、本覚え書きに関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚え書きの全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）　乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき

（２）　第８条第３項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき

（３）　その他、本覚え書きの実施において、不正又は不当な行為があったとき

（権利義務の譲渡禁止）

第１９条　甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本覚え書きにより生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

（権利の不放棄）

第２０条　本覚え書きに定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものではない。

（災害、事故対応）

第２１条　甲及び乙は、天災地変、事故等で甲と再商品化事業者間の分別基準適合物の引き取り・引き渡しに支障が生じると予想される場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

（危険物混入による火災事故対応）

第２２条　甲から引き取りを行った分別基準適合物にリチウムイオン電池等危険物が混入し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の保管場所で

発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもって対応するものとする。

（協議事項）
第２３条　甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。
２　甲及び乙は、本覚え書きの記載事項について疑義を生じた場合又は本覚え書きに記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

本覚え書き締結の証として、甲及び乙は、本覚え書き二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和９年４月１日

甲：

乙：　東京都港区虎ノ門一丁目１４番１号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長　石塚　久継

「業務実施覚え書き」（特定事業者負担分）の変更について

標記について、取引適正化法及び物流効率化法の改正に伴い、再商品化事業者の保護の観点から下表のとおり、条文の追加、修正を行うこととしました。本変更については、当事者に新たな負担を課すことを目的とするものではなく、再商品化事業者の保護及び再商品化費用の高騰を防止することを目的としている点、変更箇所をご確認の上、ご理解いただき、ご了承のほどよろしくお願いします（年度等の軽微な修正については、新旧対照表には記載しておりません）。

● 新旧対照表（傍線部は変更部分）

変更後	変更前
（積込み作業） 第６条の２　甲は、引き取り作業時における積込み作業に関し、あらかじめ積込み作業者等の要望に関する情報を乙に提示することとし、乙は、甲から提示された情報を再商品化事業者に適切に開示し、円滑な引き取り作業の実施に協力するものとする。 ２　やむを得ない事情により、前項に基づき提示した積込み作業者等を変更する場合、変更を希望する当事者は、相手方に対し変更を希望する旨を通知し、変更の調整を行うものとする。この場合において、追加の費用が生じる場合は、原則として、変更を希望する者がその費用を負うものとする。	〔新設〕
（引き取り作業） 第９条　〔略〕 ２　甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更、指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機の強制又は引き取り作業への協力の拒否等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。 ３　正当な理由なく相手方（業務委託先を含む。）に対し不当に負担をかける行為（前項に例示されたものを含む。）により生じた費用及び損害については、原則として、責めに帰すべき事由を有する者が負うものとする。 ４　乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。	（引き取り作業） 第９条　〔略〕 ２　甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。 〔新設〕 ３　乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

以　上